

# デフレ完全脱却のための総合経済対策

(令和5年11月2日 閣議決定) (抜粋)

(労働者側)  
資料 1

## 第2章 経済再生に向けた具体的施策

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1.中堅・中小企業の賃上げ環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

……………略…………… **最低賃金については、今年度全国加重平均1,004円となり、目標としていた1,000円を超えたが、更に着実に引上げを行っていく必要がある。公労使の三者の最低賃金審議会では毎年の最低賃金についてしっかりと論議を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。**

## 経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）

(令和6年6月21日 閣議決定) (抜粋)

## 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1.豊かさを実感できる「所得増進」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げ促進

……………略…………… 最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、**2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるように労働生産性の引き上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。**

# 最低賃金の役割と目的

## 《日本国憲法》

第25条 すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

## 《労働基準法》

第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない。

(2)この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

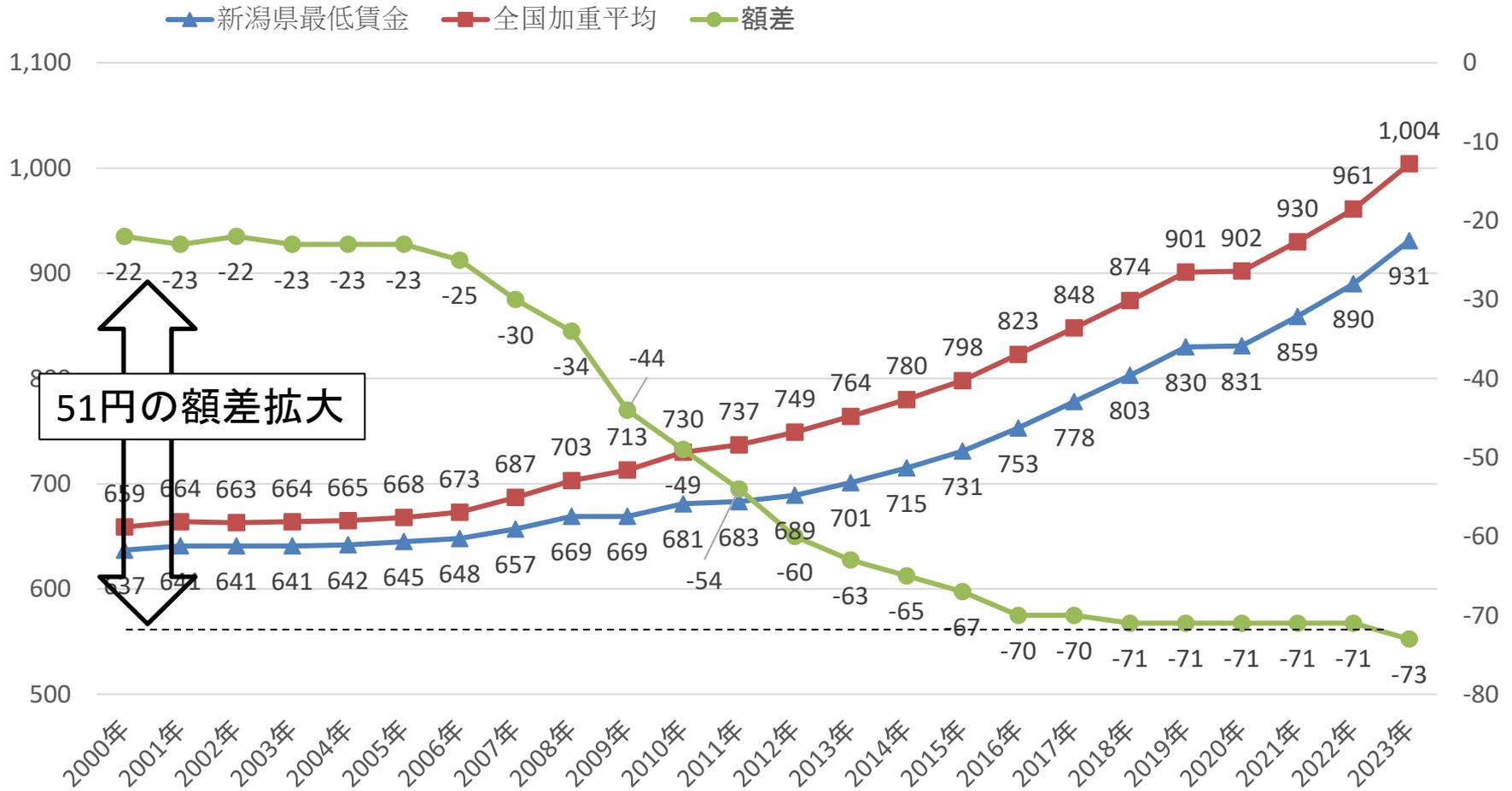
## 《最低賃金法》

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第9条 地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。

# 新潟県最低賃金の現状

## 新潟県最低賃金の推移(全国加重平均との比較)



# 現状認識（新潟県の最低賃金）

## 1. 全国との比較

新潟県の最低賃金の推移と全国との比較

記載のない単位は「円」

		2023年 令和5年	2022年 令和4年	2021年 令和3年	2020年 令和2年	2019年 令和元年	2018年 平成30年	2017年 平成29年	2016年 平成28年	2015年 平成27年	2014年 平成26年	2013年 平成25年	2012年 平成24年	2011年 平成23年	2010年 平成22年	2009年 平成21年	2008年 平成20年
	<b>新潟県</b>	<b>931</b>	<b>890</b>	<b>859</b>	<b>831</b>	<b>830</b>	<b>803</b>	<b>778</b>	<b>753</b>	<b>731</b>	<b>715</b>	<b>701</b>	<b>689</b>	<b>683</b>	<b>681</b>	<b>669</b>	<b>669</b>
	引上げ額	41	31	28	1	27	25	25	22	16	14	12	6	2	12	0	12
平均	全国平均(加重平均)	<b>1,004</b>	961	930	902	901	874	848	823	798	780	764	749	737	730	713	703
	差(平均-新潟)	<b>73</b>	71	71	71	71	71	70	70	67	65	63	60	54	49	44	34
	比率(全国=100)(%)	<b>92.7</b>	92.6	92.4	92.1	92.1	91.9	91.7	91.5	91.6	91.7	91.8	92.0	92.7	93.3	93.8	95.2
最高額	最高額(東京)	<b>1,113</b>	1,072	1,041	1,013	1,013	985	958	932	907	888	869	850	837	821	791	766
	差(東京-新潟)	<b>182</b>	182	182	182	183	182	180	179	176	173	168	161	154	140	122	97
	比率(%)	<b>83.6</b>	83.0	82.5	82.0	81.9	81.5	81.2	80.8	80.6	80.5	80.7	81.1	81.6	82.9	84.6	87.3
Bランク (2023年平均 953)	最高額	<b>1008</b>	920	889	861	861	835	810	786	764	748	734	719	707	706	696	677
	差(最高-新潟)	<b>77</b>	30	30	30	31	32	32	33	33	33	33	30	24	25	27	8
	比率(%)	<b>92.4</b>	96.7	96.6	96.5	96.4	96.2	96.0	95.8	95.7	95.6	95.5	95.8	96.6	96.5	96.1	98.8

※2023年度からランク分けが見直され（4ランク⇒3ランク）、新潟県はCランク⇒Bランクとなった。

### ■ 月額換算での比較

2023年度最低賃金で1日8時間・月間21日間(168時間)働いた場合

- ・新潟県 931円×168時間 = 156,408円×12か月(年間2,016時間) = 1,876,896円
- ・全国平均1,004円×168時間 = 168,672円 差12,264円 (年間差147,168円)
- ・東京都 1,113円×168時間 = 186,984円 差30,576円 (年間差366,912円)
- ・富山県 948円×168時間 = 159,264円 差 2,856円 (年間差 34,272円) 長野県同額 (Bランク)

■ 連合リビングウェイジ\* 新潟県 時間給：1,070円 月額：176,000円 (最賃比87.0)

2023簡易改定 単身世帯：単身成人  
(賃貸1K・車保有なし)

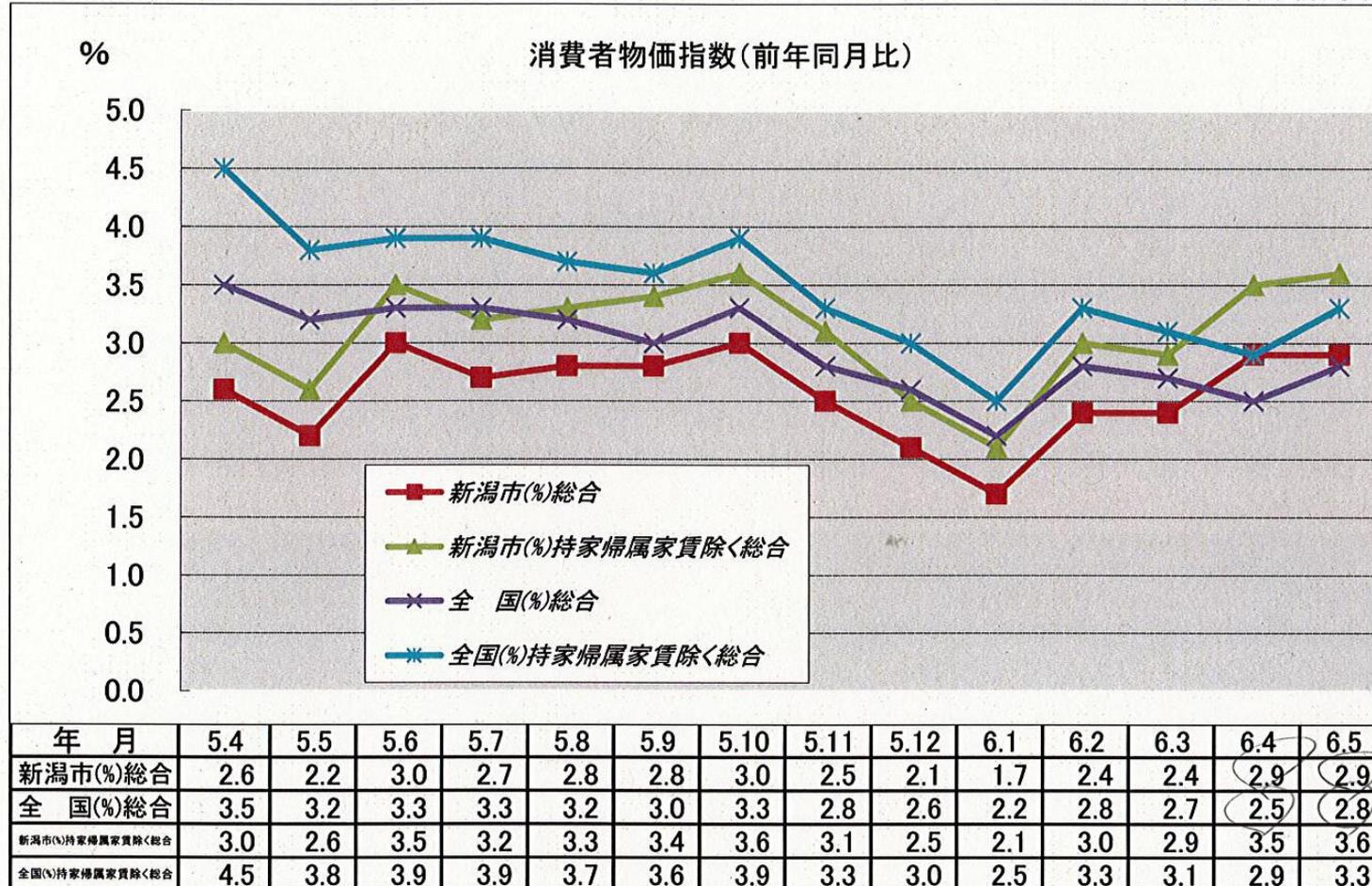
\*リビングウェイジ：労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているもの  
労働者として健康に働き続けるための基本となる「衣・食・住」と「保健・医療」に関わる費用、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を、費目ごとに計算した。

# 労働者の生計費

## 物価動向

### 消費者物価指数

資料出所・総務省、新潟市



指数は令和2年平均=100%

# 労働者の賃金

## 2024春季生活闘争の状況について

		2024春季生活闘争賃上げ率	備考
連合新潟		4.35%	2024年7月17日集計
連合	全体	5.10%	2024年7月1日集計
	300人未満	4.45%	
経団連	大手	5.58%	2024年5月20日公表
	中小企業	3.92%	2024年6月13日公表

### 《参考》

◇連合：有期・短時間・契約等労働者の時給賃上げ率：(概算)：5.74%

新潟集計	組合員数による加重平均			全国集計	組合員数による加重平均		
	2024年回答(7月17日集計)				2024年回答(7月1日集計)		
月例賃金 平均賃金方式	集計組合数	定昇相当分込み賃上げ計		月例賃金 平均賃金方式	集計組合数	定昇相当分込み賃上げ計	
	集計組合員数	額	率		集計組合員数	額	率
	137組合 31,998人	12,037 円	4.35 %		5,284組合 2,933,902人	15,281 円	5.10 %
300人未満	96組合 7,041人	9,581 円	3.77 %	300人未満	3,816組合 359,093人	11,358 円	4.45 %
99人以下	51組合 1,841人	6,884 円	2.97 %	300人以上	1,468組合 2,574,809人	15,874 円	5.19 %
100~299人	45組合 5,200人	10,535 円	4.05 %	時給 (加重平均)		引上げ額	率(概算値)
					386組合 885,369人	62.70 円	5.74 %

※12,037円÷168時間=71.6円/9,581円÷168時間=57.0円

# 労働者の賃金

出所：新潟労働局「NIIGATA Niji Work プロジェクト(2024. 4. 1)」(一部抜粋)

## 6 「新潟ぷらいどWork」(Niigata Pride Work)の取組促進

その6 「新潟ぷらいどWork」プロジェクト2024～働き甲斐のある職場づくりのための処遇改善等  
(賃金引上げ支援、同一労働同一賃金の徹底、最低賃金制度の適切な運営等)

### 現状・課題

- 家計を直撃している現下の物価高騰への対応、持続的な賃金引上げ
- 令和5年10月1日改正の最低賃金額：931円 (※上昇率4.6%で過去最大、**関東甲信越・中部地区で最も低く東京都との差は182円**)  
※影響率の推移：平成26年3.66%⇒令和5年20.55% (※影響率：最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合)
- 新潟県の賃金水準：令和4年新潟県の賃金構造基本統計調査による賃金額：27.5万円  
**関東甲信越・中部地区で最も低く東京都との差は約10万円**)
- 最低賃金・賃金引上げ後も「いわゆる106万円、130万円の年収の壁」を意識せずに働く時間を延ばすことができる環境が必要  
※「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み上げによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。」(デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定))

# 通常の事業の賃金支払い能力

(2024年度の業績見通しに関する新潟県内企業の意識調査-帝国データバンク新潟支店2024年5月28日公表)

## 1. 2024年度の業績見通し、5年ぶりに「増収増益」が「減収減益」を上回る

2024年度(2024年4月決算～2025年3月決算)の業績見通し(売上高および経常利益)について新潟県内企業に尋ねたところ、「増収増益」を見込む企業は26.1%となり、2年連続で増加した。

他方、「減収減益」は同5.3ポイント減の22.2%と4年連続で減少した。この結果、5年ぶりに「増収増益」が「減収減益」を上回った。

年度別の業績見通し

	増収増益 (見込み含む)	増収減益 (見込み含む)	減収増益 (見込み含む)	減収減益 (見込み含む)	前年度並み (見込み含む)	その他
2014年度見通し (2014年3月調査)	28.5%	8.0%	5.6%	19.3%	18.1%	20.5%
2015年度見通し (2015年3月調査)	24.1%	4.3%	6.7%	24.9%	21.3%	18.6%
2016年度見通し (2016年3月調査)	24.3%	3.1%	4.6%	29.3%	25.1%	13.5%
2017年度見通し (2017年3月調査)	23.6%	5.2%	6.0%	26.0%	21.2%	18.0%
2018年度見通し (2018年3月調査)	23.9%	8.1%	6.1%	23.1%	22.7%	16.2%
2019年度見通し (2019年3月調査)	26.4%	7.1%	7.5%	23.0%	19.2%	16.7%
2020年度見通し (2020年3月調査)	9.9%	4.6%	5.7%	49.4%	16.7%	13.7%
2021年度見通し (2021年3月調査)	25.0%	6.0%	3.6%	30.6%	19.8%	14.9%
2022年度見通し (2022年3月調査)	18.3%	11.5%	3.8%	29.4%	19.5%	17.6%
2023年度見通し (2023年3月調査)	22.4%	9.8%	5.5%	27.5%	16.1%	18.8%
2024年度見通し (2024年3月調査)	26.1%	8.6%	3.9%	22.2%	24.5%	14.8%

注1: 業種は、売上高および経常利益ベース

注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%はたぎらない

## 2. 業績の上振れ材料、「個人消費の回復」が2年連続トップ、「感染症の収束」は7位に後退

2024年度の業績見通しを上振れさせる材料を尋ねたところ、「個人消費の回復」が43.2%と2年連続でトップとなった(複数回答、以下同)。

以下、「所得の増加」(26.6%)、「原油・素材価格の動向」(26.3%)、「公共事業の増加」(20.5%)が続いた。コロナ禍の記憶が薄れるなか、新型コロナなどの「感染症の収束」(前年3位)は前年比19.2ポイント減の12.7%で7位に後退している。

### 2024年度業績見通しの上振れ材料

(複数回答、上位10項目)

	2024年度見通し (2024年3月調査)	2023年度見通し (2023年3月調査)
1 個人消費の回復	43.2	42.4
2 所得の増加	26.6	21.8
3 原油・素材価格の動向	↓ 26.3	32.3
4 公共事業の増加	20.5	17.1
5 人手不足の緩和	17.8	16.7
6 緩やかな物価上昇(インフレ)	17.0	13.6
7 感染症の収束	↓ 12.7	31.9
7 雇用の改善	12.7	11.3
7 為替動向	12.7	13.6
10 経済政策の拡大	↓ 12.4	17.9

注1: 2024年3月調査の母数は有効回答企業259社、

2023年3月調査は257社

注2: 矢印は、前年度見通しより5ポイント以上増加(減少)していることを示す

出所：新潟県議会ホームページ

常任委員会（産業経済委員会）採決：2024年7月12日

本会議採決：2024年7月16日

結果：採決

## 最低賃金の引上げを求める意見書

日本労働組合総連合会加盟組合の令和6年春闘では5%台の賃上げとなったが、厚生労働省が7月8日に公表した毎月勤労統計調査の令和6年5月分結果速報によると、物価変動を考慮した1人当たりの実質賃金は26か月連続のマイナスであり、依然、物価高騰に賃金上昇が追い付かない状況が続いている。

政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において「最低賃金額については、今年度全国加重平均1,004円となり、目標としていた1,000円(「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定))を超えたが、さらに着実に引上げを行っていく必要がある」「最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」としているが、本県の令和5年度地域別最低賃金は931円で全国平均とは73円もの差があり、その差は令和4年度からさらに広がっている。これは、結果として若者の人口流出にも大きく影響し、人手不足が深刻化する中で、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因であり、全国との賃金格差の是正は喫緊の課題である。

また、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した賃金の引上げが必要となる。

今こそ「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」との最低賃金法第1条の目的を果たさなければならぬ。

よって国会並びに政府におかれては、全ての労働者の処遇改善と、中小企業に対する更なる支援制度の充実と利用促進に向けた周知の強化を図り、安全で安心な暮らしの実現のための下記事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 新潟労働局における令和6年度の地域別最低賃金の改定について、最低賃金の地域間格差が都市部への人口流出の一因になっていることから、可能な限り速やかに1,000円へ引上げ、格差是正を図ること。
- 2 特定（産業別）最低賃金の改定に当たっては、新潟地方最低賃金審議会による審議において、当該産業労使の意見を十分踏まえるとともに、地域別最低賃金より高い水準を確保する必要性が勘案されるよう配慮すること。
- 3 地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の改定後は、改定内容を広く周知するとともに、県内企業への監督指導を強化するなど、最低賃金制度の履行の確保を図ること。
- 4 最低賃金の引上げに当たっては、賃上げ原資の確保が必要不可欠であることから、令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を中小・小規模事業者へさらに浸透させ、適切な取引ができる環境の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月16日

新潟県議会議長 楡井 辰雄

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様  
経済産業大臣 齋藤 健 様  
内閣官房長官 林 芳正 様  
公正取引委員会委員長 古谷 一之 様  
新潟労働局長 千葉 茂雄 様